

令和7年国勢調査用品配送等業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「令和7年国勢調査用品配送等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和7年国勢調査用品配送等業務
- (2) 業務内容 令和7年国勢調査用品配送等業務（詳細は「令和7年国勢調査用品配送等業務委託仕様書」のとおり）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年9月30日（火）
- (4) 業務場所 受託者が設置する調査用品保管場所、久留米市総務部総務課、各総合支所地域振興課

3. 予算額

見積金額の上限は、10,250,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）とする。ただし、令和7年度当初予算の議決がない場合、本契約は成立しない。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

実施内容	実施期間または期日	
募集要項の交付	令和7年3月24日（月）	公募開始
質問書の提出期限	令和7年3月31日（月）	質問書受付締切
質問書に対する回答	令和7年4月4日（金）	質問書に対する回答
参加申込書提出期限	令和7年4月11日（金）	
資格審査の結果通知	令和7年4月18日（金）	【予定】
提案書類の提出期限	令和7年4月23日（水）	
プレゼンテーション	令和7年4月28日（月）	【予定】
候補者選定の審議	令和7年4月28日（月）	【予定】
審査結果通知の送付	令和7年4月30日（水）頃	
契約締結	令和7年5月8日（木）頃	

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）

- ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第4号）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和7年3月31日（月） 午後5時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和7年4月4日（金）までに、質問書（様式第4号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、①エ、オは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格名簿の登録者の場合、①イ、エ、オは提出不要とする。

①参加申込書等の提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 役員等調査及び照会承諾書（様式第2号） 1部
- ウ 参加資格に係る申立書（様式第3号） 1部
- エ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- オ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） 1部
- カ 委任状 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

②企画提案書等の提出書類

- ア 企画提案書 7部（「9. 企画提案書作成方法」を参照）
- イ 価格提案書（様式第5号） 1部
- ウ 類似業務実績調書（様式第6号） 1部

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市内 (県内)	市内・ 準市		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費 税	所轄 税務署	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業 税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証 明	福岡県税に 未納がない証 明
—	—	○	久留米市 税	法人市民 税、 市県民税、 固定資産 税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証 明	久留米市税及 び国民健康保 険料に滞納が ない証明
—	—	△	久留米市 国民健康 保険	国民健康保 険	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期限及び時間

①参加申込書等の提出期限

令和7年4月11日(金)午後5時15分まで

①企画提案書等の提出期限

令和7年4月23日(水)午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ア 表紙 「令和7年国勢調査用品配送等業務」と記載。
- イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- エ 提出部数 7部（正1部、副6部）。
- オ 制限枚数 表紙を除き、15ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

- ア 提案書は、下表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 企画提案書については、必ず次の各項目の番号を明記し、ページ番号を付けること。

	構成	ポイント
1	調査用品の受領、確認及び保管業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する施設は十分な広さが確保されているか ・ 調査用品を保管する施設は十分なセキュリティ対策が施されているか
2	調査用品の加工・仕分け（封入）業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査用品への加工（印字またはスタンプ）は、効率的かつ正確に実施される内容となっているか ・ 調査用品の封筒詰め作業は正確に実施される内容となっているか
3	調査用品の配送業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員宅及び各実施本部への配送は、期限内に正確かつ確実に実施される内容となっているか
4	事業の実施体制、作業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業全体の実施体制、緊急時等の対応等は十分か ・ 作業スケジュールは適切に計画されているか
5	業務実績	同種・類似業務の実績

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) プレゼンテーション実施日
令和7年4月28日（月）【予定】
- (2) 実施場所・時間
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- (3) 提案時間 15分
- (4) 質疑応答 10分
- (5) 参加人数 3人以内
- (6) 留意事項

プレゼンテーションでは、企画提案書により提案内容を説明すること。説明にあたって、パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行うことも可能とする。その場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

1 1. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、評価点の合計が最も高い者を候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。なお、合計が同じ場合は、企画提案の評価点が最も高い者を契約相手方の候補者として選定する。
- (2) 企画提案の得点が6割（以下「基準点」という。）未満の者は候補者として選定しないこととする。
- (3) 提案者が1者のみの場合も審査を実施し、審査の結果、基準点を満たす場合は、当該提案者を候補者として選定する。提案者が2者以上で基準点を満たす者がいない場合又は提案者がいない場合は、再度募集を実施する。

1 2. 審査結果

- (1) 通知方法 審査を受けた全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年4月30日（水）【予定】

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

1 4. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 6. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

17. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市総務部総務課（担当：山本・大石）

電話 0942-30-9053 FAX 0942-30-9706

電子メールアドレス toukei@city.kurume.lg.jp